

# 改正収益認識基準等の公表に伴う会計規、公布—法務省

去る8月12日、法務省は、「会社計算規則の一部を改正する省令」を公布した。ASBJから公表された改正企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等を受け、改正を行ったもの。

## 改正収益認識基準関連

会社が顧客との契約に基づく義務の履行状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、重要な会計方針に係る事項としての収益・費用の計上基準には、次の事項が含まれる(101②)。

- 一 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主要な義務の内容
- 二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

収益認識に関する注記は、重

要性の乏しいものを除く次の事項とする(115の2①)。

- 一 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 二 収益を理解するための基礎となる情報
- 三 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

このうち一と三については、有報提出会社以外の株式会社は省略することができる(同項ただし書き)。

## 見積り開示基準関連

注記表に区分して表示すべき項目として、新たに「会計上の見積りに関する注記」が追加された(98①四の二)。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社等の個別注記表には、この項目を表示することを要しない

(同条②)。  
会計上の見積りに関する注記は、次の事項とする(102の3の2①)。

- 一 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類又は連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- 二 当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類の前号に掲げる項目に計上した額
- 三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

このうち個別注記表に注記すべき三が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表に当該事項の注記を要しない(同条②)。

## 適用関係

2021年4月1日以後開始年度に係る(連結)計算書類に適用される。2020年4月1日以後終了年度に係るものについても適用が可能である。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和2年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月30日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和2年6月期) 2カ月延長法人(令和2年5月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

# リース期間はIFRS 16号と整合させる案、示される—ASBJ

去る8月13日、企業会計基準委員会が第439回企業会計基準委員会を開催した。8月14日にASBJが公表した資料によると、主な審議内容は次のとおり。

## リースに関する会計基準の開発

今回は、国際的な会計基準との整合性を図る程度と、延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方針に関連して、リース期間の決定（延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方針を含む）について検討が行われた。

事務局からは、リース期間については、次の対応を別途行うことを前提として、ガイダンスを含めて基本的にIFRS 16号との整合性を図る案が示された。

- (1) 「合理的に確実」の判断にばらつきが生じる懸念および過去実績に偏る懸念
- (2) 法律との関係
- (3) 強制力の判断

(1) 「合理的に確実」の判断にばらつきが生じる懸念および過去実績に偏る懸念

IASBは、「合理的に確実」の適用に判断が要求されることに対応して、適用ガイダンス(IFRS 16号B37項〜B40項)を示している。解釈のばらつきにより企業間および国際間比較が損なわれること、非常に高い閾値（合理的に確実）にもかかわらず実務的に閾値が低くなる可能性がある等の懸念に対して、これらのガイダンスの趣旨を結論の背景で強調することで、一定程度判断が容易になる。

委員からは、「合理的に確実」といったIFRSの直訳でなく、他の日本基準等で使われている、なじみやすい表現にしては」との意見があり、事務局からは「閾値は言葉で説明するのは難しく、IFRSで示された閾値と変わってしまう可能性がある」と回答があった。

(2) 法律との関係  
普通借地契約および普通借家契約で、解約不能期間が存在し

## 投資のハナシ 裏表

# VIX

日経225オプションのインプライド・ボラティリティは、市場が予想する将来のボラティリティを表しているはずである。誰もが知っているブラック・ショールズ式は、「ボラティリティ一定」として置いた(実は「ボラティリティ一定」でなくともよい) 株価モデル「dsS=μdt+σdB」を前提にして導き出されている。

よって、オプションの市場価格から逆算されたインプライド・ボラティリティは市場の予想ボラティリティになっているはずなのだが、実際には、ボラティリティスキュー（行使価格によってインプライド・ボラティリティが異なる構造）があつてオプション・リーダー達を悩ませている。

ボラティリティスキューが存在するなどという価格計算の前提と矛盾する結果が観測されるのは、計算の前提が実世界とマッチしていないからである。株価リターンが正規分布していないことが理由の一つだ。

さて、VIX指数というものがある。これは市場の予想ボラティリティを指数化したものである。VIX指数は米国の指数で

あつて、日本では独自のVIX指数がある。VIX指数は日経225の市場予想ボラティリティを指数化したものである。つまり、日経225のオプション価格から予想ボラティリティを抽出しているわけである。さて、ボラティリティスキューのあるオプション市場からどうやって一つのボラティリティを導き出すことができるのか？

### 資産価格の予想 Variance

(分散) は理論的にオプション価格の重み付き和で表現することができるとわかっている。統計の知識があるものなら知っているであろうが、VarianceはStandard Deviation（標準偏差）の二乗である。であるから、予想ボラティリティはオプション価格の重み付き和から導ける。これは、次のことを意味している。市場で取引されているオプションの価格には将来の原資産価格に関する予想分布図が反映されている。これらの、多様なオプション（多様な行使価格や多様な行使期限のもの）の価格を収集することで、将来の原資産価格の予想分布（分散）を逆算できるというわけだ。と、いうわけだ。

### 変動率は正規分布になる」というものである。

実際には、インプライド・ボラティリティに構造があることから、この前提は成り立たないということのだが、VIX指数・VIX指数の計算過程において、この株価モデルは前提とされていない。モデルが何であれ、将来のVarianceはオプション価格から計算されるという事実が重要だ。オプションを値づけている当事者がどついつつモデルを使用しているかも知れない。

通常、モデルといえば株価モデルを指すが、価格算定法のことを指すと誤解している人々には、「VIX指数がモデルに依存しない」といわれても理解不能であろう。

二田 哉

ない場合や短期の場合は、延長・解約オプションの判断は難しい場合があり、実務上の判断に資するため設例を作成すること等を検討する。

### (3) 強制力の判断

I F R S 16号B 34項では、リース期間の決定および解約不能期間の長さの評価にあたり、契約の強制力についての判断を要求している。

基準の開発にあたり、B 34項を含めないと重要な問題は生じないものと考えられ、識別されている「多額ではないペナルティ」の解釈に関する実務上の論点を踏まえると、B 34項の内容を含めないことにより、余分なコストを生じさせずに同じ結果が得られるという意味で、より基準を適用しやすくなる。

### LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱

去る6月3日に公表され、8月3日までコメント募集を行っていた「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱(案)」に寄せられたコメントの概要について、説明が行われた。団体6通、個人3通の計9通のコメントが寄せられた。今回の親委員会では、コメン

ト対応案が示される予定。

### 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱

実務対応報告公開草案の文案の検討に加え、次の論点について検討が行われた。

#### (1) 四半期財務諸表における取扱い

期中の見積りの変更に関して、四半期財務諸表における処理について、ストック・オプション会計基準と同様に、数を見直すタイミングについては、特段、追加の定めを置かない。

#### (2) 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引との整合性

事後交付型の会計処理および開示について、実務対応報告30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱」で定められている「受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」との整合性を検討すべきという意見に対して、両者は異なる性質を踏まえて異なる会計処理を採用しているため、両者の整合性を図る必要はないとの事務局見解が示された。

## 国際会計

# 転換証券とデリバティブに関するASU、公表—FASB

去る8月5日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2020-06「債務—転換とその他のオプションを含む債務(サブ・トピック470-20)とデリバティブとヘッジ—企業自身の持分の契約(サブ・トピック815-40) — 転換証券と企業自身の持分の契約の会計処理」を公表した。

このASUは、「転換証券」と「企業自身の持分の契約についてのデリバティブの適用除外」のガイダンスの複雑性に対応し、ガイダンスを単純化するものである。

### ASUの内容

ASUの内容は次の3つに区分される。

#### (1) 転換証券

現行では、転換証券について5つの会計モデルがある。単一の転換証券として認識する「伝統的な転換社債モデル」を除いて、他の4つのモデルは、転換証券を異なった分離アプローチにより負債と資本(またはデリバティブ)に分離することを要

求している。

ASUは、転換商品についてサブ・トピック470-20での会計モデル(分離モデル)を削除しており(組込デリバティブ(サブ・トピック815-15)での分離については現行のまま)、転換特性を有する転換証券はデリバティブとして会計処理することを要求せず、組み込まれている転換特性はホスト契約からの分離を要求されない。結果として、転換証券は単独の負債として会計処理され、償却原価で測定される。また、関連する開示を追加している。

#### (2) 企業自身の持分の契約についてのデリバティブの適用除外

現行では、企業は、契約がデリバティブ会計の適用除外に適用格であるかどうかについて、「参照標準(indexation criterion)(契約が自己の株式を参照していること)」と「決済規準(settlement criterion)(契約が資本に分類されること)」の2つの規準により決定すること

が要求されている。また、「決済規準」は評価のための7つの条件を含んでいる。

ASUは、「決済規準」のうち3つの条件を削除し、資本ではなく、資産または負債として分類された商品を公正価値で測定することを要求している。

#### (3) 1株当たり利益(EPS)

1株当たり利益に関する修正は次のとおり。

・希薄化後EPSの計算では、転換証券について現行で認めている「金庫株方式」の使用を認めず「転換仮定法」のみを使用する。

・転換証券が現金または株式で決済される場合は、その影響は「株式決済」を前提として希薄化後EPSの計算に含める(現行では、「現金決済」の実績または方針がある場合に、企業が「株式決済」ではないと反証することを認めていた)。

### 適用関係

大規模のSEC登録企業には2021年12月16日以降開始年度から適用される。また、早期適用は認められる。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年8月4日	「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」	環境省	企業が環境DDに取り組む際の入門書として、環境DDを方針・経営システムへ組み込む際の留意点、バリューチェーン管理への適用等について取りまとめられたもの。 www.env.go.jp/policy/j-hiroba/post_38.html	—
2020年8月21日	グループ通算制度に関するQ&A(令和2年8月改訂)	国税庁	6月3日に公表された本Q&Aについて、6月末に公布された改正政省令を踏まえ、改訂が行われた。投資簿価修正や外国税額控除額の計算方法等について問が追加されている。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group_faq/index.htm	—

金融

市場には厳しい米民主党の政策

11月の米大統領選挙に向けた共和党、民主党の正副大統領候補が正式に決まった。与党・共和党は、トランプ大統領とペンス副大統領、民主党は、バイデン前副大統領とハリス上院議員だ。

11月の米大統領選挙に向けた「作る」、「全米に投資」など「アメリカ」をキーワードに6項目を明示し、トランプ大統領の「アメリカ第一主義」を批判しつつ、それに対抗した表現で、少なくとも500万人の雇用創出を可能にするとしている。

トランプ陣営の公約は、「雇用」、「新型コロナウイルス感染症対応」、「中国依存からの脱却」、「医療」など、10項目が立てられ、それぞれ詳細が述べられている。雇用重視は前回同様だが、前回強く掲げた移民政策や外交・防衛政策は後に回し、今回は新型コロナウイルス感染症と中国問題を先に掲げている。

具体的には、米国製品の購入促進に向け4,000億ドルの調達投資、補助金や信用供与による女性や有色人種の小規模事業者向けの再活性化などだ。

具体的な内容は、「10カ月で1,000万人の雇用創出」、「可処分所得を引き上げ、雇用を維持するための減税」、「2020年中のワクチン開発」、「製造業分野において中国から100万人の雇用を取り戻す」、「中国による新型コロナウィルス感染症の全世界拡散に対する説明責任追及」などである。

このように、雇用やアメリカの国内産業を意識した面では、トランプ、バイデン両陣営とも同じといえる。異なるのはバイデン陣営がアメリカの社会的少数者を意識しており、対中政策ではトランプ陣営のような強硬手段はとらない点とされる。

一方でバイデン陣営は、「アメリカ製を買う」、「アメリカ

また、富裕層への課税強化を打ち出しているバイデン陣営に対して、トランプ陣営は4年前の選挙戦から一貫して減税を公約に打ち出している。そのため、仮にバイデン政権が誕生した場合、一時的にせよ市場にはマイナスの影響を与えるとの見方もある。

証券

米大統領選挙が株価変動要因に

真夏8月、世界中がコロナ禍にあるうえ、日本では自然災害が続発した。他方、世界の株式市場ではサマリーラリーこそなかったが、底堅い展開が続いている。

世界経済をリードするかどうかは、なお不透明との見方もある。株価のしぶとさをもたらしている要因には、主要国政府・中央銀行の財政・金融政策があることも見逃してはならない。今年前半に新型コロナウイルス感染症が拡大した際、各国とも財政・金融政策をフル出動させた。中央銀行は理論や伝統にとらわれない大幅な金融緩和政策を一斉に採用し、政府は財政需要の創出に全力を挙げた。

今夏、新型コロナウイルス感染症第2波到来と伝えられる国が日本をはじめ、複数出た。しかし、第2波に対応する経済活動の自粛、再規制については、第1波より規模が小さく、株式市場は経済・景気への打撃をさほど気にしないようであった。

つまり、各国の経済政策が世界の景気、株価の回復を支援してきたといえるだろう。ところが、米大統領選挙の結果によっては、その経済政策も揺らぐ可能性が指摘されている。

現在、世界中の経済指標は落ち込んでいる。しかし、月単位で見ると、景気は4、5月が最悪であり、6月以降はやや改善という感触が次第に広がってきたとみられる。特に中国経済は、いち早くGDP、工業生産、貿易額など基本的な指標がプラスに転じた。中国株価は7月に一気に上昇、回復し、約2年半ぶりの高値圏に突入している。

1期目のトランプ大統領は大幅な企業減税を実行し、株高を実現させた。一方、現在優勢とされる野党民主党のバイデン候補は、どうしてもトランプ大統領とは対立する政策を掲げることになる。大統領選挙での政策論争が米株価に思いがけない変動、混乱をもたらすリスクがあることが懸念されている。

中国経済、中国株価が夏場の世界経済、世界株価の下支え役の一端を担ったことは確かだろうが、中国経済の勢いの持続力には疑問の声もあり、今後も世